

各位

全3ページ

登録速報(2024-088)
2024年3月27日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部 普及課

登録速報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2024年3月27日

記

1 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第24763号

名称：トリエミリアフロアブル（三井化学クロップ&ライフソリューション(株)登録）

2 変更の内容

農薬登録申請書第6項中、次の事項を変更し、【変更後】のとおりとする。

- ・適用病害虫名「穂枯れ（ごま葉枯病菌）」「イネドロオイムシ」「ウンカ類」「ツマグロヨコバイ」を追加する。
- ・希釈倍数「250倍」、使用液量「25 L/10a」を追加する。
- ・希釈倍数「8倍」、使用液量「0.8 L/10a」を追加する。

【変更後】

| 作物名 | 適用病害虫名 | 希釈倍数 | 使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 | 使用方法 |
|-----|---------------------|-------|--------------|----------|---------|------------|
| 稲 | いもち病 穂枯れ（ごま葉枯病菌） | 1000倍 | 60～150 L/10a | 収穫14日前まで | 2回以内 | 散布 |
| | イネドロオイムシ ウンカ類 | 250倍 | 25 L/10a | | | |
| | ツマグロヨコバイ カメムシ類 | 8倍 | 0.8 L/10a | | | 無人航空機による散布 |

| フルピリミンを含む農薬の総使用回数 | テブフロキンを含む農薬の総使用回数 |
|--------------------------------------|-------------------|
| 3回以内（直播では種時又は移植時までの処理は1回以内、本田では2回以内） | 2回以内 |

3 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

・農薬登録申請書第7項「農薬の使用上の注意事項（8に掲げる事項を除く。）」に（4）及び（5）を追加する。（4）以下を繰り下げ、【変更後】のとおりとする。

（4）本剤を無人航空機による散布で使用する場合には次の注意事項を守ること。

①散布液の飛散によって他の動植物等への危被害あるいは自動車の塗装などへ被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。

②微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。

③各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。

④散布中薬液の漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。

⑤散布終了後は次の項目を守ること。

a) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使い切ること。

b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は、河川等に流さないこと。

（5）本田の水稻に対して希釈倍数 250 倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度連動式地上液剤少量散布装置を用いること。

【変更後】

（1）使用量に合わせ薬液を調製し、使いきること。

（2）使用の際は容器をよく振って均一な状態にして使用すること。

（3）散布液調製後はそのまま放置せずできるだけ速やかに散布すること。

（4）本剤を無人航空機による散布で使用する場合には次の注意事項を守ること。

①散布液の飛散によって他の動植物等への危被害あるいは自動車の塗装などへ被害を与えるおそれがあるなど、各分野に影響があるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。

②微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。

③各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。

④散布中薬液の漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。

⑤散布終了後は次の項目を守ること。

a) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使い切ること。

b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬剤タンクの洗浄廃液は、河川等に流さないこと。

（5）本田の水稻に対して希釈倍数 250 倍で散布する場合は、所定量を均一に散布できる乗用型の速度連動式地上液剤少量散布装置を用いること。

（6）周辺の作物にかかると薬害を生じるおそれがあるので、かからないように十分注意して散布すること。

（7）蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。

（8）本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないよう注意し、特に初めて使用する場合には病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

- ・農薬登録申請書第9項「生活環境動植物に有毒な農薬については、その旨」を変更し、【変更後】のとおりにする。

【変更後】

使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。

散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。

また、空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上